

江別市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年2月

北海道江別市

はじめに

江別市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活・社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に策定した計画である。

市では、これまでも、特措法第6条に基づく国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月）（以下「政府行動計画」という。）及び特措法第7条に基づく北海道の「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年10月）（以下「道行動計画」という。）を踏まえ、平成26年10月に市行動計画を策定するなど、新型インフルエンザ等に関する取組を進めてきた。

令和2年1月28日に道内で初めて新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以来、道内では、江別市内初の感染者が同年2月22日に確認されるなど、他の地域に先行して感染が拡大した。全国的に感染が拡大する中で、国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。

今般、国は、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月、政府行動計画の抜本的な改定を行った。

また、北海道は、この政府行動計画を踏まえることはもとより、令和6年3月に策定した「北海道感染症予防計画」（以下「予防計画」という。）や「北海道医療計画」（以下「医療計画」という。）などとの整合性を図りつつ、道行動計画の改定を行った。

市においても、道行動計画を踏まえるとともに、江別医師会や江別市民健康づくり推進協議会をはじめとする市民の意見を伺いながら、市行動計画を改定した。

今後は、次なる感染症危機は将来必ず到来するとの認識の下、今般改定した市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、国及び北海道と連携して、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【 目 次 】

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義

第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
第3節 国の感染症危機管理の体制	2
第4節 市の感染症危機管理の体制	2

第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 市行動計画の作成	4
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	4
第3節 市行動計画改定の目的	5

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	6
第2節 新型インフルエンザ等対策の 基本的な考え方	6
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	7
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	9
第5節 対策推進のための役割分担	11

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等	13
--------------------	----

第3章 市行動計画の実効性確保等

第1節 市行動計画の実効性確保	17
-----------------	----

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方等

第1章 実施体制

第1節 準備期	18
第2節 初動期	19
第3節 対応期	19

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期	22
第2節 初動期	22
第3節 対応期	22

第3章 サーバイランス

第1節 準備期	24
第2節 初動期	24
第3節 対応期	25

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期	26
第2節 初動期	27
第3節 対応期	28

第5章 まん延防止

第1節 準備期	30
第2節 初動期	30
第3節 対応期	30

第6章 ワクチン

第1節 準備期	34
第2節 初動期	36
第3節 対応期	37

第7章 医療

第1節 準備期	40
第2節 初動期	40
第3節 対応期	41

第8章 保健

第1節 準備期	43
第2節 初動期	44
第3節 対応期	44

第9章 物資

第1節 準備期	47
第2節 初動期	47
第3節 対応期	47

第10章 市民生活及び社会経済の安定確保

第1節 準備期	48
第2節 初動期	48
第3節 対応期	49

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響の大きいものが発生する可能性がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことなどから、全国的かつ急速にまん延し、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

これらの感染症が発生した場合には、市は、国及び北海道と連携して、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等感染症

指定感染症(当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

第3節 国の感染症危機管理体制

次の感染症危機に対応する国の司令塔機能を強化するため、内閣法（昭和22年法律第5号）を改正し、令和5年9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）を設置した。統括庁は、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括する組織である。併せて、感染症対応能力を強化するため、同月に厚生労働省に感染症対策部を設置した。

さらに、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織として、令和7年4月に国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）を設置した。

国の感染症危機管理体制として、統括庁を司令塔組織とし、厚生労働省をはじめとする関係省庁との一体的な対応を確保し、JIHSから感染症危機管理に係る科学的知見の提供を受ける体制を整備した。

また、政府行動計画や基本的対処方針の作成又は変更に当たっては、あらかじめ新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならないとしている。

第4節 市の感染症危機管理体制

北海道においては、感染症危機への備えや新興感染症の発生の疑いを探知した場合等における初動体制への円滑な移行などを行うため、令和6年5月から「感染症対策庁内連携会議」（以下「庁内連携会議」という。）を常設しており、平時から感染症の発生状況等の関連情報や感染症対策に係る研修・訓練の実施状況の共有など体制の整備を行った。

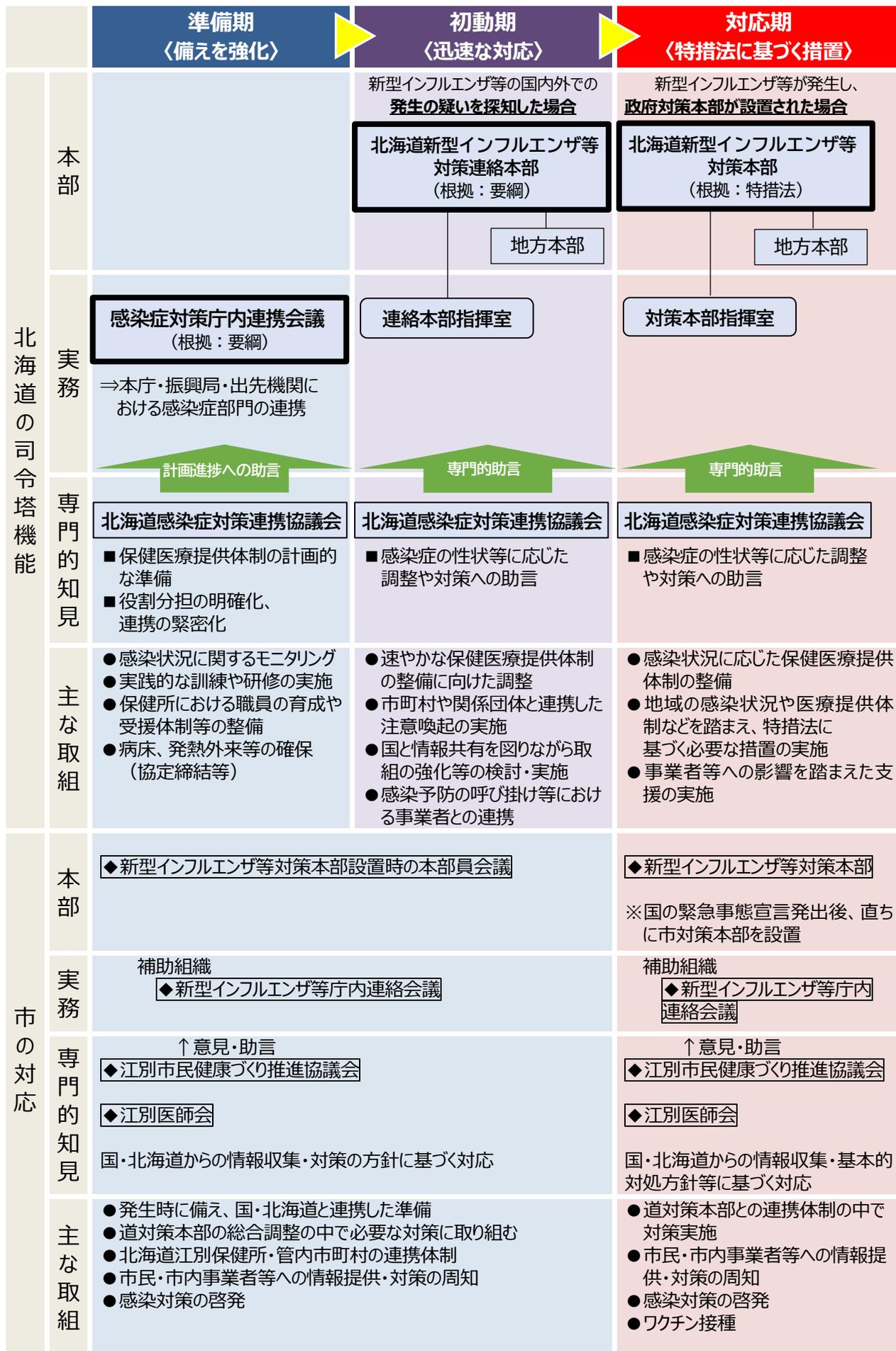
市では、北海道江別保健所の健康危機対処計画（感染症編）を踏まえ、令和7年3月、江別市健康危機管理（感染症）に係る手引書を作成し、北海道江別保健所との連携の下に、平時からの準備態勢を整えている。

今後、国内外での新型インフルエンザ等の発生の疑いを探知した場合には、市は、新型インフルエンザ等対策本部員会議設置時の本部員会議（以下「市対策本部設置時の本部員会議」という。）や新型インフルエンザ等庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）等の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部局間等の連携を確保しながら、国及び北海道と一体的に発生時に備えた準備を進める。

さらに、医療機関や関係団体とも連携しながら、有事を想定した新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう準備を進めるとともに、政府対策本部が設置された場合に、特措法第22条に基づき北海道が「北海道新型インフルエンザ等対策本部」（以下「道対策本部」という。）を設置し必要な措置を実施することとされており、市は、道対策本部との連携体制の中で必要な対策に取り組む。

また、市は、平時においても市対策本部設置時の本部員会議や庁内連絡会議のほか、江別市民健康づくり推進協議会を開催し、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となって検証し、PDCAサイクルに基づいて改善を図る。

北海道と市の感染症危機管理体制



第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 市行動計画の作成

平成17年、国が「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、北海道としても国の行動計画を基本として、同年12月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

また、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成24年4月に特措法が制定された。

平成25年6月、国が特措法第6条に基づく政府行動計画を、同年10月に北海道が特措法第7条に基づく道行動計画を策定したことを受け、市は、平成26年10月に特措法第8条に基づく市行動計画を策定した。

市行動計画は、道行動計画に基づき、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項を定めたものである。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時・適切に政府行動計画の変更を行うものとしており、市においても必要に応じて見直しを行う。

- 市行動計画とは、有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るもの。
- 有事に際しては、国が策定する基本的対処方針及び道行動計画を踏まえつつ、市行動計画の様々な対策の選択肢を参考に対応する。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月に我が国で新型コロナの感染者が確認され、同月28日、道内でも初めて新型コロナの感染者が確認された。

北海道では、即日、知事を本部長とする「北海道感染症危機管理対策本部」を設置するなどして、世界的にも十分な知見やノウハウがない中、相談体制や医療体制等を強化した。しかしながら、その後も江別市で同年2月22日に市内初の感染者が確認されるなど感染が徐々に広がったため、全国に先駆け、北海道独自の緊急事態宣言を発出し、週末の外出自粛などを要請したほか、学校の一斉臨時休業を実施した。

同年3月、道対策本部を設置、4月には、特措法に基づく緊急事態措置として外出自粛要請や休業要請が実施された。市においても、市対策本部を設置し、道対策本部の情報を基に対策を強化した。7月には、北海道において病床の確保や宿泊療養施設の開設など、感染の再拡大を見据え、体制強化が進められた。

市においては、北海道江別保健所・江別医師会・市の三者で、感染初期段階から、救急医療を担う医療機関を含め実務レベルまでのメンバーの会議を設置して、この地域での感染対策の取組を協議し、情報共有を図りながら連携して対応する体制を整えた。そうした中、感染の早期覚知のためのPCR検査体制については、国や北海道の数値目標発表等を受け、江別医師会からの医師と看護師の派遣協力により、江別PCR検査センターを設置し検査体制を早期に構築した。その他、北海道と連携し、外出自粛等の感染防止行動の周知啓発にも取り組んだ。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出や医療提供体制の強化への対応、国の財源措置等の情報に呼応した緊急対応策や補正予算による対策、江別医師会の協力によるワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、市は、国及び北海道と連携して、国家の危機管理として新型コロナ対応を行った。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、国が新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けたことを受け、市の対策についても緩和的に移行した。

このように、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康だけでなく、経済や社会生活などの安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての国民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、市においても、国及び北海道と連携し、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するとの認識の下、より万全な対応を行うことが求められている。

第3節 市行動計画改定の目的

市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を目指して対策の充実等を図るために行うものである。

国においては、令和5年9月から推進会議を開催して新型コロナ対応を振り返り、課題の整理を行った。また、次なる感染症危機対応を行うに当たり、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す上で必要な3つの目標を設定した。

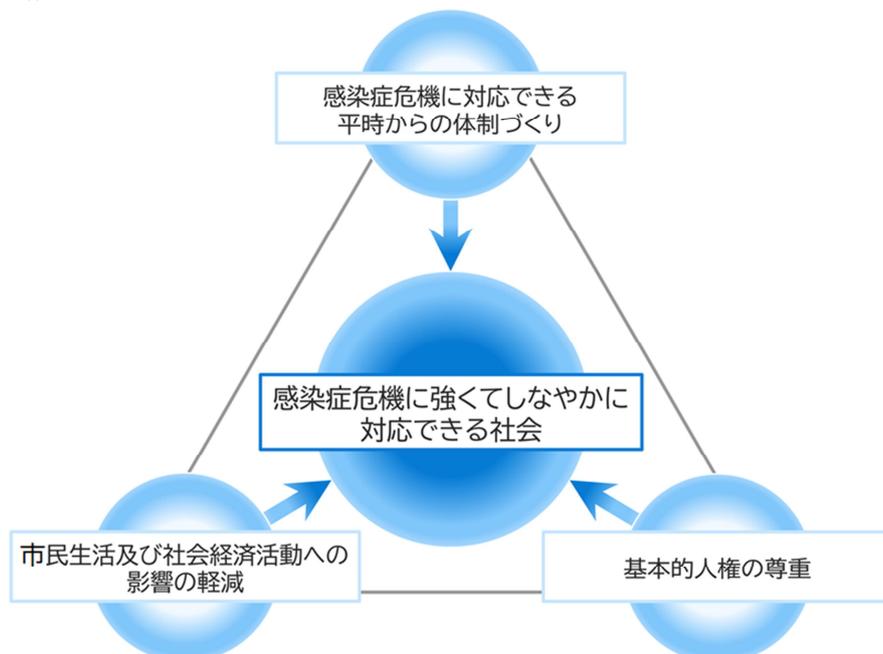
北海道においては、これらの国の目標を実現できるよう、政府行動計画の改定を踏まえることはもとより、北海道の新型コロナ対応の経験を振り返り令和5年12月に取りまとめた「北海道における新たな感染症危機への対応の方向性」を反映させるとともに、感染症の専門家や関係機関・団体に加え、幅広い分野の有識者からの意見を反映して、道行動計画を改定したところであり、市としても、道行動計画改定の考え方を踏まえて、市行動計画を改定するものである。

【新型コロナ対応を踏まえた課題】

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

【感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す上で必要な3つの目標】

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・ 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重



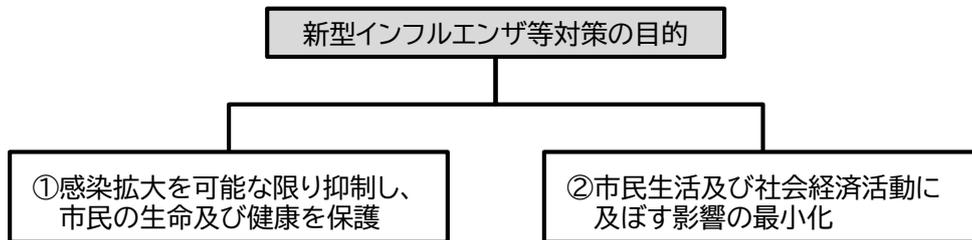
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

政府行動計画によれば、「病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命及び健康、国民生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが患すおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要がある。」としている。

市としても、同様の前提に立ち、以下の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。



① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・市民生活及び社会経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとする。

国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、

各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしている。

北海道においては、国の基本的対処方針を受けて、道行動計画を基に新型インフルエンザ等対策に係る政策決定を行うこととしており、市は、北海道の政策決定を踏まえつつ、市行動計画を基に必要な新型インフルエンザ等対策を行うこととする。（具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方等」において記載する。）

【対策実施上の時期区分】

時期区分	準備期	初動期	対応期
	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

準備期の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発生前の段階では、ワクチン接種体制の整備、市町村及び企業における事業継続計画等の策定、住民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生前に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
対応期の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内や道内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 ○ 国内や道内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、市は、国、北海道、保健所設置市及び事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び社会経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。 ○ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。 ○ 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることが想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考

え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方等」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前記1の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○ 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

市の感染症危機管理体制としては、国や北海道からの情報収集を強化し、新型インフルエンザ等の国内外での発生の疑いを探知した際、市対策本部設置時の本部員会議や庁内連絡会議等の枠組み等を通じ、庁内関係部局間等の連携を確保しながら、政府対策本部や道対策本部の取組に対応する。

○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期

国及び北海道において、政府対策本部及び道対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。市は、必要に応じこうした国及び北海道の取組に適宜協力する。

国が、特措法に基づく緊急事態宣言を発出したときは、市は、直ちに市対策本部を設置し対策を実施する。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等

を講ずることを検討する。

- 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
- 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方等」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、国、北海道及び関係団体・事業者と相互に連携協力して、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の適確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、以下の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- (2) 迅速な初動の体制整備
初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が道内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。
- (3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善
感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。
- (4) ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え
有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。
- (5) 負担軽減や、国及び北海道との連携等のためのDXの推進や人材育成等
市の対策を中心的に担う保健衛生部門等の負担軽減、国及び北海道との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、市は、国及び北海道と連携して、以下の取組により、感染拡大防止と社会経

済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

北海道においては、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。市は、情報共有に努めるとともに必要な協力を行う。

(2) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、市は、国及び北海道と連携し、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

市は、国及び北海道と連携して実施する新型インフルエンザ等対策に当たり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者（福祉・介護従事者等を含む。）に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように、国及び北海道と連携して取り組む。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部及び道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は、必要に応じて、道対策本部に対して、新型インフルエンザ等対策に関する所要の総合調整を行うよう要請する。

5 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

政府行動計画においては、感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行うとしており、市は、北海道とも連携して適宜その取組に協力する。

6 感染症危機下の災害対応

政府行動計画においては、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市町村を中心に避難所施設の確保等を進めることや、都道府県及び市町村において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることなどを進めることとしており、市は、北海道と連携してそれらの体制整備に取り組む。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び北海道と連携し、発生地域における状況を適切に把握するほか、北海道とともに、必要に応じて、避難所における感染症対策の強化や、

自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

7 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、必要に応じて公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【北海道】

北海道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

【市】

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、北海道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、北海道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定や地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、北海道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への

医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

7 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）などの個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

1 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

市行動計画では、以下の10項目ごとに、準備期、初動期及び対応期に分けて、その考え方及び具体的な取組を記載することとする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ まん延防止
- ⑥ ワクチン
- ⑦ 医療
- ⑧ 保健
- ⑨ 物資
- ⑩ 市民生活及び社会経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

上記の対策項目(10項目)は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑩までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び社会経済活動に大きな被害を及ぼすことから、国家の危機管理の問題として取り組む必要があり、市は、国、北海道、他市町村、事業所等と相互に連携を図り、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、市は、新型インフルエンザ等の発生前から、国及び北海道と緊密な連携を図りつつ、市対策本部設置時の本部員会議や庁内連絡会議等の枠組み等を通じ、庁内関係部局間等の連携を確保しながら、一体的に発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、市の体制を迅速に切り替える。政府対策本部や道対策本部が設置された場合には、それらと連携して対策を実施する。さらに、国が特措法に基づく緊急事態宣言を発出したときは、直ちに市対策本部を設置して対策を推進することにより、感染拡大を可能な限り抑制するとともに、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報収集・分析

国は、感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて国民生活及び社会経済活動との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析を行うことが重要としている。

このため、国や北海道において、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や情報の整理・把握を行うことが求められる。

市は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国や北海道等からの要請に応じ、これらの取組等に適宜協力する。

③ サーベイランス

国は、感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要としている。

このため、国や北海道において、サーベイランス体制の構築や、平時の感染症の発生動向の把握等、新型インフルエンザ等の発生時の有事の感染症サーベイランス及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

市は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国や北海道等からの要請に応じ、これらの取組等に適宜協力する。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、市民等、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、北海道や関係団体とも連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるよう、リスク情報とその見方の共有等を行う。

⑤ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要である。

このため、北海道においては、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置を行う。

市は、国及び北海道の方針等に基づき、市内事業者や市民等への周知等、市内のまん延防止対策に必要な協力を行う。

⑥ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、市は、国及び北海道と連携して、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

⑦ 医療

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、北海道においては、平時における北海道と医療機関との間の協定締結により、有事において感染症医療を提供できる体制を整備する。有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することとなる。

市は、北海道からの要請に応じ、医師会、薬剤師会、医療機関等の関係者と緊密に連携を図りながら、北海道が行う地域の実情に応じた医療体制や、感染者の早期発見・早期治療のための検査体制の整備に、必要に応じて協力する。

⑧ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、北海道においては、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。そ

の際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

このため、市は、北海道江別保健所が感染症有事体制に移行するに当たっては、北海道からの要請を受けて、地域全体で感染症危機に対応する体制を構築する。

⑨ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、市は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、必要に応じて備蓄状況を確認する。

⑩ 市民生活及び社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、市は、国や北海道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市内事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

事業者や市民生活・社会経済活動への影響に対して、市は、国及び北海道が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら、必要な対策や適切な支援を検討する。また、市内事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- ① 人材育成
- ② 国、北海道及び市の連携
- ③ DXの推進



① 人材育成

新型インフルエンザ等の発生時等には、多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における応援体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むよう努める。

また、地域の医療機関等においても、国、北海道、関係団体等による訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが重要である。

② 国、北海道及び市の連携

国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、北海道は、感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行うこととしている。市は、市民に最も近い行政単位として、予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、市は、国及び北海道との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は、北

海道と他市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、市は、平時から国及び北海道との連携体制やネットワークの構築に努める。

③ DXの推進

近年、取組が進んでいるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

国は、DX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としている。

第1節 市行動計画の実効性確保

1 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市は、市行動計画を策定するに当たり、特措法の規定に従い、道行動計画に基づき作業を進めたほか、市行動計画の実効性を高めるため、江別医師会の感染症の専門医師や、幅広い分野の関係機関・市民団体等から選出された委員からなる江別市民健康づくり推進協議会の意見を伺いながら進めたところである。

市行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、政府行動計画又は道行動計画が改定された際は、市行動計画も適宜必要な見直しを行い、改定後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

医療機関や関係機関・団体、市民や事業者等が幅広く関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。国、北海道及び市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

3 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は、政府行動計画や同計画のガイドライン等の関連文書について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を、統括庁を中心に行うとしている。

また、国は、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとしていることから、北海道及び市においても、その見直しに伴い必要な対応を行う。

北海道においては、市町村との連携を深める観点から、市町村行動計画の見直しに当たって、計画の充実に資する情報について提供等を行うとしている。さらに、平時からの新型インフルエンザ等対策の充実に資する情報の提供や好事例の横展開、必要な研修等に係る情報を提供するなど、市町村への支援を充実させるとしている。

市は、これらの北海道からの支援を受けながら、新型インフルエンザ等対策の取組を充実させるよう努める。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に政府行動計画等が見直されることから、市行動計画についても、必要な見直しを行う。

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 市行動計画の見直し

市は、北海道が、必要に応じて見直す道行動計画を踏まえて、特措法の規定に基づき、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いた上で、市行動計画を見直していく。

1-2. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画や道行動計画の内容を踏まえ、国、北海道、指定地方公共機関及び医療機関と協力して、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を行うよう努める。

1-3. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。また、北海道の支援を受けながら、市行動計画を作成・変更する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、北海道及び北海道江別保健所の業務継続計画との整合性にも配慮しながら市の業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 市は、感染症危機への備えや新型インフルエンザ等の発生の疑いを探知した場合等における初動体制への円滑な移行を図るため、市対策本部設置時の本部員会議や庁内連絡会議等の枠組み等を通じ、準備期における取組の進捗状況等について共有し、改善すべき点について協議する等PDCAサイクルにより取組を進めていく。
また、全庁での対応体制の構築のため、危機対策部門と保健衛生部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
- ④ 市は、有事において迅速に情報提供・共有し、助言を得ることができるよう、江別市民健康づくり推進協議会の各委員や、江別医師会の感染症危機管理の専門家と平時から連携を強化する。
- ⑤ 市は、国及び北海道と緊密に連携し、感染症危機管理における情報収集・分析について、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。
- ⑥ 市は、国、北海道及びJ I H Sの支援を受け、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材などの養成等に努める。

1-4. 国、北海道及び関係機関等の連携の強化

- ① 市は、国、北海道及び指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を行うよう努める。
- ② 市は、国、北海道及び指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。
- ③ 北海道は、警察、消防機関と連携を進める。市消防は、国の通知等に基づき北海道や北海道江別保健所との連携強化に努める。
- ④ 北海道は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、着実な準備を進めるとしており、市は、北海道の事前の調整に応じて、適宜協力する。
- ⑤ 北海道は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村

や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し着実な準備を進める。市は、必要に応じ、北海道の指示に従い取組を進める。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

北海道は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、道連絡本部を設置し、初動体制への円滑な移行を行い、道内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、連携協議会に速やかに状況を報告し、今後の対応について意見聴取を行う。

また、政府が閣僚会議を開催し初動対処方針を決定した場合には、北海道において、速やかに道連絡本部会議を開催し、北海道の初動体制について協議することとしている。

市は、これらの国及び北海道の動向を注視し、情報共有を図るとともに、必要に応じ市内連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制について協議するとともに、国及び北海道と連携して、地域の感染状況に応じた必要な対応を行う。

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めるときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は閣議決定により、政府対策本部を設置する。

② 北海道においては、政府対策本部が設置された場合、直ちに道対策本部を設置する。併せて、市は、国及び北海道との情報共有を図るとともに、必要に応じて、市対策本部の設置に向け準備を進める。

市は、国が緊急事態宣言を発出した場合、直ちに市対策本部を設置し、北海道と連携・協力しながら、緊急事態に係る対策を実施する。

③ 市は、感染症の規模その他の状況により、必要に応じて感染症危機管理対策を推進するため、市対策本部の本部員の指揮により初動対応及び対策実務等の体制強化を図るとともに、新型インフルエンザ等対策における市の組織的一体性の確保を図る。

④ 市は、対策本部の事務局運営や対策実務の中核を担う危機対策部門と保健衛生部門の体制を強化する必要があると判断した際には、速やかに体制を強化し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築するとともに、感染状況に応じて柔軟かつ機動的に体制を拡充する。

⑤ 市は、国や北海道が各々の行動計画に基づいて基本的対処方針を決定し、公示した場合には、これに基づき、新型インフルエンザ等対策を関係機関と連携し、効果的かつ迅速に実施する。

⑥ 市は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

⑦ 市は、国が、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断した場合には、国の方針を踏まえ、北海道と連携し感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

国は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。市は、北海道と連携し、国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施するとともに、対策に要する経費について地方債を発行することを検討するなど必要に応じて財源を確保し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- ① 政府が政府行動計画に基づいて基本的対処方針を決定し、公示した場合には、市は、北海道及び関係機関と連携し、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。
- ② 北海道は、保健所や衛生研究所とも連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握し、当該部局等の収集した情報と国によるリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。市は、地域の感染状況について情報共有を図り、北海道と連携して、必要な対策を実施する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮しながら、必要な対策を講ずる。

3-1-2. 国による総合調整及び指示

国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。

3-1-3. 北海道による総合調整

- ① 北海道は、北海道の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、北海道及び関係市町村並びに関係指定地方公共機関が実施する北海道の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。
- ② 北海道は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。
- ③ 市は、①及び②の総合調整が行われるに当たっては、必要に応じて、北海道に対して意見を申し出るものとする。

3-1-4. 市による総合調整

- ① 市は、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行う。市は、この総合調整を行うため必要があると認めるときは、北海道に対し、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- ② 市は、市教育委員会に対し、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3-1-5. 職員の派遣、応援への対応

- ① 国は、地方公共団体から職員の派遣要請があった場合又は指定（地方）公共機関から応援を求められた場合は、特措法に基づく対応を検討し、所要の措置をとる。
- ② 北海道は、北海道の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都府県に対して応援を求める。
- ③ 北海道は、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断や入院調整を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の都府県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求める。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、北海道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ⑤ 北海道は、前号の要請があった際には、正当な理由がある場合を除き、応援の求めに応ずるものとする。

- ⑥ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は北海道に対して応援を求める。

3-1-6. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行するなど、財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に係る手続等については、以下のとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る考え方等については、第5章「まん延防止」の記載を参照。

3-2-1. まん延防止等重点措置の公示

3-2-1-1. まん延防止等重点措置の公示までの手続等

北海道は、北海道の特定の区域において感染が拡大し、道民生活及び社会経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した場合は、国にまん延防止等重点措置の指定適用を要請する。

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県対策本部長からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等を行う。

3-2-1-2. 期間及び区域の指定

北海道は、国からまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された場合は、措置を適用する区域と期間を決定する。区域の設定に当たっては、地域ごとの感染状況に応じた措置とするなど、本道の広域性を十分に考慮した対応を検討する。

3-2-1-3. 北海道による要請又は命令

北海道は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

市は、北海道の措置内容に従い、市内事業者や市民等へ迅速に周知徹底を図るよう努める。

3-2-1-4. まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了

北海道は、国からまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨の公示を受け、当該措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに措置を終了する。

3-2-2. 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手続等については、上記3-2-1のまん延防止等重点措置の手続と同様である。

3-2-3. 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、市対策本部を設置する。市は、市の区域に係る緊急事態措置を適確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3. 市対策本部の廃止

市は、緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。その際、必要に応じて特措法によらない任意の会議として存続させ、感染対策等を継続して協議することを妨げないものとする。

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

1-1. 実施体制

- ① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJ I H S等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。
- ② 北海道は、国から情報収集・分析の結果について共有された場合は、関係機関に速やかに共有するよう努めることとしており、市は、国及び北海道等との情報共有に努める。
- ③ 北海道は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備することとしており、市は、北海道等との役割分担について確認する。

1-2. 訓練

北海道は、国やJ I H S等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行うこととしており、市は、必要に応じ情報共有を図り、有事に向けた準備を行う。

第2節 初動期

2-1. リスク評価

2-1-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 国及びJ I H Sは、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。北海道は、関連する情報の提供など必要な協力を行う。
- ② 北海道は、国によるリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行うこととしており、市は、北海道等との情報共有に努め、必要な準備を行う。

2-1-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

国は、J I H Sと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。

また、北海道は、国から感染症対策に関する判断が示された際には、これに基づき迅速に実施することとしており、市は、北海道と連携して対応する。

2-2. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

北海道は、新たな感染症が発生した場合に国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報であることを踏まえ、誤解を招かないよう表現に留意しながら、道民等に迅速に提供・共有することとしており、市は、国・北海道等と連携して対応する。

第3節 対応期

3-1. リスク評価

3-1-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

国及びJ I H Sは、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。北海

道は、情報提供等必要な協力を行うとともに、国によるリスク評価を踏まえ、地域の政策決定者としてリスク評価を行う。

市は、北海道との情報共有に努め、必要に応じ適宜その取組に協力する。

3-1-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- ① 国及びJ I H Sは、リスク評価に基づき、感染症インテリジェンス体制を強化し、引き続き活用する。北海道は、情報提供等必要な協力を行う。
- ② 国は、特に国内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を実施する場合に備え、国民生活及び国民経済に関する分析を強化し、感染症危機が国民生活及び国民経済等に及ぼす影響を把握する。
- ③ 北海道は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。
- ④ 北海道は、国から提供されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、道民等の意見や関心を踏まえつつ、不安の軽減や理解の促進に資するよう、分かりやすく情報を提供・共有することとしており、市は、北海道と連携して対応する。

3-1-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

国は、J I H Sと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。北海道は、情報提供等必要な協力を行う。

北海道は、国から感染症対策に関する判断が示された際には、これに基づき迅速に対策を実施するとともに、基本的対処方針に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替えることとしており、市は、北海道と連携して対応する。

3-2. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、北海道と連携して、国から共有された国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有する。

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

1-1. 平時に行う感染症サーベイランス

- ① 北海道は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から流行状況を把握する。
- ② 北海道は、国及びJ I H S等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。
市は、北海道等と連携してこれらの情報を収集するとともに、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

1-2. 分析結果の共有

北海道は、国から感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果の提供を受けた場合には、分析結果に基づく正確な情報を道民等に分かりやすく提供・共有することとしており、市は、北海道と連携して対応する。

第2節 初動期

2-1. リスク評価

2-1-1. 有事の感染症サーベイランスの開始

北海道は、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生が探知され、国から感染症法第14条第7項に基づく通知を受けた場合には、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。また、国は、北海道・保健所設置市、J I H S及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の患者の全数把握をはじめとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。

市は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

市は、北海道と協議の上、感染者の早期発見・早期治療のための検査体制の整備に、必要に応じて協力する。

2-1-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

国は、北海道・保健所設置市及びJ I H Sと連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施することとしており、市は、北海道と情報共有を図り、連携して感染症対策を実施する。

2-2. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

北海道は、国から共有された感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報とともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、道民等へ迅速に提供・共有することとしており、市は、北海道と連携して対応する。

第3節 対応期

3-1. リスク評価

3-1-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

国は、都道府県等及びJ I H Sと連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。また、国は、都道府県等、J I H S及び関係機関と連携し、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

また、北海道は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。

市は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

3-1-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

国は、北海道・保健所設置市及びJ I H Sと連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替えることとしており、市は、北海道と情報共有を図り、連携して感染症対策を実施する。

3-2. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

北海道は、国から感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報が共有された場合には、道民等へ新型インフルエンザ等の発生状況等とともに迅速に提供・共有することとしており、市は、北海道と連携して対応する。

また、北海道は、特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、国によるリスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、道民等の意見や関心を踏まえつつ、不安の軽減や理解の促進に資するよう、可能な限り科学的根拠に基づいて分かりやすく情報を提供・共有することとしており、市は、北海道と連携して対応する。

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

市は、北海道と連携して、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語（やさしい日本語を含む。）で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。また、市民等が感染症に関する不確かな情報に惑わされることのないよう、正しい情報を発信する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は関係部局（健康福祉部や子ども家庭部、企画政策部及び教育委員会等）間で連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、年代により情報入手する広報媒体に違いがあることを意識しながら、多様なツールの活用による情報発信を進める。学校教育の現場をはじめ、こどもやその保護者など、受け手の反応や必要としている情報を把握し、市民等の意見や関心を踏まえつつ、不安の軽減や理解の促進に資するよう、分かりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属組織、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、医療従事者等の士気の維持に影響するおそれがあること、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなることなどについて、国及び北海道と連携して、啓発を行うとともに正しい情報を発信する。

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、国及び北海道と連携して、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行うとともに、正しい情報を発信する。

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、北海道と連携して、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

① 市は、北海道と連携して、国の方針等も踏まえながら、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方などへの適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、北海道、保健所及び業界団体等と連携した市民等への情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

① 市は、北海道と連携して、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニ

ケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法を整理し、必要な体制を整備する。

- ② 市は、国からの要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、北海道と連携して、電話相談窓口等が設置されるよう準備する。

第2節 初動期

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、北海道と連携して、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえつつ、利用可能なあらゆる情報媒体を柔軟に整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発信するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 国は、国民等の情報収集の利便性向上のため、関係省庁、地方公共団体、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立てることとしており、市は、北海道と連携して、国の当該ウェブサイトを参考に、市公式ホームページ等における市民等の情報収集の利便性向上のための工夫に努める。
- ③ 市は、北海道と連携して、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 国は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 国は、都道府県及び市町村に対し、ホームページ掲載用や都道府県及び市町村に対し、オンライン等によりQ&A等を配布するとともに、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、国民等の関心事項等を整理し、Q&A等に反映するとともに、関係省庁で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。
- ③ 市は、国からの要請を受けて、市民等からの相談に応じるため、北海道と連携して電話相談窓口等を設置する。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

2-3-1. 偏見・差別等への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属組織、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、医療従事者等の士気の維持に影響するおそれがあること、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなることなどについて、国及び北海道と連携して、実際に生起している状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、偏見・差別が生じないように、科学的知見に基づいた正確な情報や各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

2-3-2. 偽・誤情報への対応

市は、国及び北海道と連携して、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で

得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、速やかに広く発信する。

第3節 対応期

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 市は、北海道と連携し、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、国が準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発信するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

② 国は、国民等の情報収集の利便性向上のため、関係省庁、地方公共団体、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを経営することとしており、市は、北海道と連携して、国の当該ウェブサイトを参考に、市公式ホームページ等における市民等の情報収集の利便性向上のための更なる工夫に努める。

③ 市は、北海道と連携して、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

① 北海道は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受け手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めることとしており、市は、この取組に協力するとともに、北海道との情報共有に努め、市民の相談や市民への情報提供に適切に反映させる。

② 市は、国の要請を受け、北海道と連携して、電話相談窓口等を継続する。

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属組織、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、医療従事者等の士気の維持に影響するおそれがあること、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなることなどについて、国及び北海道と連携して、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。併せて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、北海道は、道民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか提供されていない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、道民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、北海道は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、基本的な感染対策に個人レベルで取

り組むことが社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、北海道が道民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であることなどについて、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

市は、市民等へのこれらの内容の説明について、北海道と連携して取り組む。

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

国による病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市は、国及び北海道と連携して、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

国による病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、国及び北海道と連携して、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に情報提供・共有しつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により集団の免疫獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、市は、国や北海道の情報を基に、市民等に向けて、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

第5章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、北海道と連携して、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知・広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 市及び市教育委員会は、北海道及び学校等とともに、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなどの有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ③ 市は、国及び北海道と連携し、まん延防止等重点措置による休業時短営業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態宣言による休業要請、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。
- ④ 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、市は、北海道及び医師会等の医療関係団体と連携を図る。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

- ① 北海道は、国と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。
- ② 市は、国からの要請を受けて、北海道とともに、地域におけるまん延に備え、業務継続計画又は業務計画に基づき、必要な準備を行う。

第3節 対応期

3-1. まん延防止対策の内容

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

北海道は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

市は、北海道との情報共有に努めるとともに、必要に応じこれらの取組に協力する。

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-2-1. 外出等に係る要請等

北海道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間

の移動自粛要請を行う。

また、北海道は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことなどの要請を行う。

市は、北海道と連携して、これらの要請に係る市民等への周知、啓発に努める。

3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

市は、国及び北海道と連携し、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

3-2. 事業者や学校等に対する要請

3-2-1. 営業時間の変更や休業要請等

北海道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

市は、北海道と連携して、これらの要請について、市内事業者、施設管理者等に対して徹底を図るとともに、市民等への周知、啓発に努める。

3-2-2. まん延の防止のための措置の要請

北海道は、必要に応じて、上記3-2-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。

市は、北海道と連携して、これらの要請について、市内事業者、施設管理者等に対して徹底を図るとともに、市民等への周知、啓発に努める。

3-2-3. その他の事業者に対する要請

① 北海道は、国と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。

② 北海道は、国からの要請に基づき、関係機関と連携しながら、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

③ 北海道は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。

④ 国は、必要に応じて、感染のリスクが高まっている国・地域への出張の延期・中止の勧告を行う。

⑤ 国は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。

⑥ 市は、国や北海道が行うこれらの要請等の取組について、必要に応じ、国や北海道からの指示等に基づき、適宜協力する。

3-2-4. 学級閉鎖・休校等の要請

北海道は、国と連携し、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、

北海道は、国と連携し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。なお、一斉臨時休業の要請については、こどもや保護者、社会経済活動への影響を踏まえ、慎重に検討を行う。

市及び市教育委員会は、北海道の要請を受け、市立小中学校の感染対策や臨時休業等を実施するとともに、北海道と連携して、市内の学校等の感染対策の実施に係る周知等に協力する。

3-2-5. 公共交通機関に対する要請

3-2-5-1. 基本的な感染対策に係る要請等

北海道は、国と連携し、道内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

市は、北海道と連携して、これらの要請について、市内公共交通機関等に対して周知を図るとともに、市民等への周知、啓発に努める。

3-3. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

北海道は、国と連携し、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があることや、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する国民の免疫の獲得が不十分であることを踏まえ、医療のひっ迫を回避し、道民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らすなどの対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、北海道は、国と連携し、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含め、上記 3-1 に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる（まん延防止等重点措置の公示や緊急事態措置の実施の考え方については、3-4 に記載）。

市は、北海道との情報共有に努めるとともに、連携して、これらのまん延防止対策の取組を実施する。

3-3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

国においては、病原体の性状等に応じた、国及び J I H S による分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断することとされている。

市は、それぞれの分類に基づく対応の考え方に応じて、北海道と連携して、取組を実施する。

3-3-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の道民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記 3-3-1 と同様に、北海道は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請することも含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

市は、北海道との情報共有に努めるとともに、連携して、これらのまん延防止対策の取組を実施する。

3-3-2-2. 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがあるなどの場合には、北海道は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請することを検討する。

市は、北海道との情報共有に努めるとともに、必要に応じ、これらの取組に協力する。

3-3-2-3. 病原性が低くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記 3-1

に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

その後も、道内における医療提供体制の状況や流行している感染症の特性などによっては、北海道は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請することを検討する。

市は、北海道との情報共有に努めるとともに、必要に応じ、これらの取組に協力する。

3-3-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

北海道は、こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向があるなどの特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

市及び市教育委員会は、北海道の要請を受け、市立小中学校や市立保育所等の感染対策や臨時休業等を実施するとともに、北海道と連携して、市内の学校施設等の感染対策の実施に係る周知等に協力する。

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

北海道は、国と連携し、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行うこととしており、市は、国及び北海道との情報共有に努める。

3-4. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等

上記 3-2 の考え方にに基づき対応するに当たり、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討については、以下の①から③までのとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る手続等については、第 1 章第 3 節（「実施体制」における対応期）3-2 の記載を参照する。

- ① 北海道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する。
- ② 国は、J I H S 及び都道府県等と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生状況や患者の発生動向の推移、病床使用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることから、これらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。
- ③ 北海道は、国からの公示を受け、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置を実施するに当たっては、地域ごとの感染状況に応じた措置とするなど、本道の広域性を十分に考慮した対応を検討することとしており、市は、国及び北海道との情報共有に努める。

第1節 準備期

1-1. ワクチンの供給体制

1-1-1. ワクチンの分配に係るシステムの整備

国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムを稼働できるよう整備を行う。市は、北海道と連携し、国との情報共有に努め、連携方法及び役割分担を整理するとともに、必要な協力を行う。

1-1-2. 市内のワクチンの分配量の想定

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-2. 基準に該当する事業者等の登録（特定接種の場合）

1-2-1. 登録事業者の登録に係る周知

国は、特定接種について、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成し、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。市は、北海道と連携し、市内事業者への情報提供など、必要な協力を行う。

1-2-2. 登録事業者の登録

国は、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。市は、北海道と連携し、登録内容の確認など、必要な協力を行う。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。

市は、北海道と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平素から江別医師会等の関係者との協力関係を構築する。また、市は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

1-3-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、市は、国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築するとともに、登録事業者に対して、必要な支援を行う。

② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告することとなるため、市は、市職員の対象者について把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

1-3-3. 住民接種

国は、予防接種の対象者及び期間を定めるとともに、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。

市は、北海道と連携し、平時から以下のアからウまでのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 市は、住民接種については、国及び北海道の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、江別医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認する。

i 接種対象者数

ii 市の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保（医療機関、保健センター、市有施設等）及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 市と、国・北海道や江別医師会等の関係団体との間の連絡体制の構築

vii 接種に関する市民への周知方法の策定

b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

また、高齢者福祉施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部門・障がい福祉部門等と保健衛生部門が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、江別医師会等の協力を得てその確保を図るものとし、個別接種、集団的接種いずれの場合も、江別医師会や医療機関等との協力の下、接種体制を構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。

d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の動線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

イ 市は、円滑な接種の実施のため、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

ウ 市は、速やかに接種できるよう、江別医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 市民への対応

市は、国及び北海道と連携して、定期的な予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する相談対応など、双方向的な取組を進める。

1-4-2. 市における対応

市は、北海道の支援を受け、定期の予防接種の実施主体として、江別医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

1-4-3. 保健衛生部門以外の分野との連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、保健衛生部門以外の部門、具体的には、労働、介護保険、障がい福祉等の部門との連携及び協力が重要であることから、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であることから、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

1-5. DXの推進

① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

第2節 初動期

2-1. 接種体制の構築

2-1-1. 接種体制の準備

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制、国民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位の考え方を整理するとともに、接種体制等の必要な準備を行う。

2-1-2. 地方公共団体への早期の情報提供・共有

国は、市町村及び都道府県に対し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供・共有を早期に行うよう努める。市は、北海道と連携し、これらの情報収集に努める。

2-1-3. 接種体制の構築

北海道は、公平なワクチンの配分などを通じて円滑なワクチン接種体制を構築する。市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、速やかに接種体制の構築を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-3. 接種体制

2-3-1. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

北海道は、国と連携し、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師、診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。市は、これらの国や北海道の要請又は指示の情報を共有するとともに、接種に当たる医療従事者の確保に努める。

2-3-2. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、北海道及び市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて江別医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-3-3. 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 市は、接種の準備に当たっては、予防接種業務担当部門の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う総務部も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、江別医師会、近隣地方公共団体、医療機関等と、医療従事者及び接種実施医療機関の確保について協議を行う。
- ④ 市は、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部門等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑤ 市は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、予防接種事務のデジタル化を含め当該接種会場の運営方法を検討するとともに、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

第3節 対応期

3-1. ワクチンや接種に必要な資材の供給

3-1-1. 計画的な供給の管理

国は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量についての計画を策定するとともに、国が一括してワクチン、注射針やシリンジ等の供給を担う場合には、当該ワクチン等が円滑に供給されるよう流通管理を行う。

3-1-2. ワクチン等の流通体制の構築

北海道は、国からの要請に基づき、道内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

- ① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、北海道を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って、北海道と連携して管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。

3-2. 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 北海道は、道内で医療従事者の偏在が生じている場合や、道内の市町村で医療従事者の不足が生じている場合は、関係市町村間の調整を速やかに行う。
- ③ 国は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合に、追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い、検討する。追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、市は、国、北海道及び医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 住民接種の接種順位の決定

国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定する。

3-2-2-2. 予防接種の準備

国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を開始する。また、市は、国及び北海道と連携して、接種体制の準備を行う。

3-2-2-3. 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市町村において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ③ 市は、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部門等や江別医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-4. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-5. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

3-2-2-6. 接種記録の管理

市は、国及び北海道と連携し、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 副反応疑い報告等

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

国は、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や国民等への適切な情報提供・共有を行う。市は、国との情報共有を図り、市民等への情報提供を行う。

3-3-2. 健康被害に対する速やかな救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われ、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は市が、その結果に基づき給付を行う。

- ② 国は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底するとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。
- ③ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村において行う。
- ④ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 国は、予防接種の意義や制度の仕組みなど予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について、積極的にリスクコミュニケーションを行う。国民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。
- ② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民への周知・共有を行う。なお、ワクチン接種等の情報提供・共有に当たっては、様々な広報媒体を活用して、ワクチンの有効性や安全性等に関する正しい情報を幅広く発信する。
- ③ 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じるとともに、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

第7章 医療

第1節 準備期

1-1. 基本的な医療提供体制

北海道が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、相談センター、感染症指定医療機関、協定締結医療機関等の多数の施設及び医師会等の医療関係団体を有機的に連携させることにより、道民等に対して必要な医療を提供する。

市は、北海道等からの要請に応じ、地域医療体制の整備に関する対策等に、適宜協力する。

1-1-1. 相談センター

北海道は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。

市は、北海道等からの要請に応じ、相談センター等の案内に関する啓発等に、適宜協力する。

1-2. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

市は、北海道等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等の発生を想定した研修や訓練等の取組に、適宜協力する。

1-3. 関係機関の連携・協議等

北海道は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、連携協議会等において、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について協議の上、整理を行い、随時更新を行う。

市は、北海道等からの要請に応じ、市消防や市所管の各種施設等はもとより、医療提供体制に係る関係機関の連携の取組に、適宜協力する。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

- ① 北海道は、国やJ I H Sから提供された情報（感染症指定医療機関での対応により得られる臨床情報、他都府県での検査や実務を行う中で入手した情報、研究機関等が入手した情報も含め、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する情報）を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知する。
- ② 北海道は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関等で、国及びJ I H Sが示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。
- ③ 市は、国及び北海道との情報共有に努めるとともに、適宜、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する情報の周知に協力する。

2-2. 医療提供体制の確保等

- ① 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、国は、都道府県に対して、感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。
- ② 北海道は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、

医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。

- ③ 市は、北海道からの要請に応じて、関係団体等と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。
- ④ 北海道は、国からの要請を受け、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定機関等に対し、検査体制を速やかに整備するよう要請を行う。

市は、北海道と協議の上、感染者の早期発見・早期治療のための検査体制の整備に、必要に応じて協力する。

2-3. 相談センターの整備

- ① 国は、都道府県等に対して、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行うよう要請する。
- ② 北海道は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。
市は、北海道等からの要請に応じ、相談センター等に関する啓発等に、適宜協力する。

第3節 対応期

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ① 北海道は、国及びJ I H Sから提供された症例定義や入退院基準、濃厚接触者の基準等についての情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。
- ② 北海道は、民間搬送事業者等と連携して、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊施設等の間での患者の移動手段を確保する。また、住民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。
市は、北海道等からの要請に応じ、市民等に対する周知等に、適宜協力する。
- ③ 北海道は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。
市は、北海道等からの要請に応じ、相談センター等に関する啓発等に、適宜協力する。
- ④ 市は、北海道や関係団体等と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1. 流行初期

3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 国は、都道府県に対して、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう要請する。北海道は、これに応じた所要の対応を行う。
- ② 国は、初動期から引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を、都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供する。北海道は、国から提供された情報を踏まえ、道内の医療機関及び薬局等に必要な情報提供を行う。
市は、北海道等からの要請に応じ、市民等に対する情報提供に、適宜協力する。

3-2-1-2. 相談センターの強化

- ① 北海道は、国からの要請に応じて、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、道民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。

- ② 市は、北海道の要請を受け、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、市民等に周知を行う。

3-2-2. 流行初期以降

3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 北海道は、国の要請に応じて、地域の感染状況を踏まえ、協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。
- ② 北海道は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。
- 市は、北海道等からの要請に応じ、自宅療養中の市民等への支援の取組に適宜協力する。

3-2-2-2. 相談センターの強化

上記 3-2-1-2 の取組を継続して行う。

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ① 北海道は、感染状況に応じ、国の要請を受け、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増減させるなど、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応する。
- ② 国は、都道府県に対して、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するよう要請するとともに、国民等に対して周知する。
- 市は、北海道等からの要請に応じ、受診の仕組み等に係る所要の措置に適宜協力するほか、市民等への周知を行う。

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等による免疫の獲得や病原性の低下などにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合において、北海道は、国から示される方針に基づき、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。

市は、国及び北海道との情報共有に努める。

第1節 準備期

1-1. 人材の確保

- ① 国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みを全国知事会等とも協力しながら整備する。
- ② 北海道は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び市町村等からの人材の送出し及び受入れ等に関する体制を構築するとともに、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、北海道の本庁等からの応援職員、I H E A T要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。
市は、北海道からの要請に応じ、北海道江別保健所の感染症有事体制の構築のための人的応援に協力するよう努める。

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 北海道は、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びI H E A T要員の確保数）の状況を毎年度確認する。
- ② 市は、保健業務に関する業務継続計画を策定する。業務継続計画の策定に当たっては、有事における業務の優先度を整理するとともに、有事において円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ① 北海道は、保健所の感染症有事体制を構成する人員（I H E A T要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。
- ② 北海道は、速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。
市は、感染症有事に応援要員となりうる市職員の感染症危機への対応能力の向上を図るため、平時から、保健所が実施する訓練に参加するよう努める。

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

北海道は、新型インフルエンザ等の発生に備え、連携協議会等を活用し、平時から、管内の市町村、消防機関等の関係機関並びに、医療関係団体や高齢者施設等の関係団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、北海道は、市町村や協定を締結した民間宿泊業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

市は、平時から北海道江別保健所との連携を図り、自宅療養者等への支援体制など、感染症危機に備える体制を構築する。

1-4. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 国は、平時からJ I H S等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、北海道・保健所設置市に提供する。

- ② 北海道は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。
- ③ 市は、北海道と連携し、情報提供・共有の方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ④ 市は、北海道と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

第2節 初動期

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 北海道は、国からの要請等に基づき、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間に想定される業務量に対応する人員確保数等）の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた対応（患者や濃厚接触者への対応・集団感染（クラスター）の発生状況の把握・保健所の業務効率化・検査体制の迅速な整備等）に係る準備を行う。
- ② 北海道は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事の体制への準備状況を適時適切に把握し、北海道の本庁等からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。
- ③ 市は、北海道との情報共有を図るとともに、北海道江別保健所が感染症有事体制に移行するに当たっては、北海道の要請を受けて人員確保のための市職員の派遣の準備を行うなど必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

2-2. 住民への情報提供・共有の開始

- ① 北海道は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。
- ② 北海道は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、FAQの公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築し、情報提供等を開始するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。
市は、北海道と連携して、市民への情報提供や周知に協力する。

第3節 対応期

3-1. 有事体制への移行

- ① 北海道は、北海道の本庁等からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、I H E A T要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、衛生研究所等の検査体制を速やかに立ち上げる。
市は、北海道の要請を受け、北海道江別保健所が感染症有事体制を確立するに当たっては、市職員の派遣に応じるよう努めるとともに必要な協力を行う。
- ② 北海道は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市を支援する。また、国、他都府県及び道内の保健所設置市と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。さらに、必要に応じて道内の保健所設置市等に対する総合調整権限・指示権限を行使する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を北海道と共有する。

3-2. 主な対応業務の実施

北海道は、市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-5 までに記載する感染症対応業務を実施する。

市は、北海道をはじめ関係機関と連携して、感染症対応業務に協力する。

3-2-1. 相談対応

北海道は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や北海道での一元化等を行うことを検討する。

市は、北海道と協力して相談対応の強化に取り組む。

3-2-2. 検査・サーベイランス

① 国は、都道府県等及び J I H S と連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、国民等に分かりやすく提供・共有する。

② 国は、北海道・保健所設置市、J I H S 及び関係機関と連携し、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

③ 市は、北海道等と連携して、検査実施の方針等の市民等への情報提供等の取組に適宜協力する。

④ 市は、北海道からの要請に応じ、感染症サーベイランスの取組等に適宜協力する。

3-2-3. 積極的疫学調査

① 北海道は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、J I H S が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。

② 市は、北海道の要請を受けた場合には、積極的疫学調査に適宜協力する。

3-2-4. 健康観察及び生活支援

① 北海道は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託や市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。

② 市は、北海道の要請を受け、北海道が実施する健康観察に協力する。

③ 市は、北海道から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、北海道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

3-2-5. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 市は、北海道と連携し、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などの新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

② その際、市は、北海道と連携の上、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で、市民に対する感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

北海道は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、必要に応じて、交替要員を含めた人員確保のため、北海道の本庁等からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、I H E A T 要員に対する応援要請等を行う。

市は、北海道の要請を受け、北海道江別保健所の感染症有事体制の人員確保のため、市職員の派遣に応じるよう努める。

3-3-1-2. 検査体制の拡充

① 国は、都道府県等及び J I H S と連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定する。

② 北海道は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。

市は、北海道からの要請に応じ、市内の検査体制の拡充に協力する。

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

① 国は、北海道・保健所設置市で行う感染症対応業務について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や感染状況等を踏まえ、必要に応じて全数把握や積極的疫学調査の重点化や見直し等、対応方針の変更について検討し、北海道・保健所設置市に対し方針を示す。

② 北海道は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁等からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、I H E A T 要員に対する応援要請等を行う。

市は、北海道の要請を受け、北海道江別保健所の感染症有事体制の人員確保のため、市職員の派遣に応じるよう努める。

③ 北海道は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した民間事業者や市町村を含めた食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施するので、市は、北海道が実施する食事の提供等の生活支援の取組に協力する。

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

① 国は、北海道・保健所設置市に対し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、有事の体制等の段階的な縮小の検討を行うよう要請する。

② 北海道は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び衛生研究所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。

また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、道民等の意見や関心を踏まえつつ丁寧に情報提供・共有を行う。

市は、国及び北海道との情報共有に努め、市民等への周知等に協力する。

第9章 物資

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、必要に応じて備蓄状況等を確認する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 国は、システム等を利用して、定期的に都道府県における感染症対策物資等の備蓄状況の確認を行うとともに、都道府県に対し、予防計画に定める個人防護具の備蓄の推進及び維持を確実に実施するよう要請するほか、必要な支援・助言等を行う。
- ③ 市及び市消防は、国及び北海道からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

1-2. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 北海道は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、北海道が策定している医療計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するとともに、保管施設整備の支援を行う。
- ② 北海道は、国と連携し、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。
- ③ 市は、北海道との情報共有に努め、市内医療機関や社会福祉施設等への備蓄の呼び掛け等に協力する。

第2節 初動期

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 市は、準備期に引き続き、市における感染症対策物資等の備蓄状況を確認する。
- ② 北海道は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう、要請する。
- ③ 市は、北海道との情報共有に努め、必要に応じて、市内医療機関等への周知等に協力する。

第3節 対応期

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は、初動期に引き続き、市における感染症対策物資等の備蓄状況を確認する。北海道においては、国と連携し、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、各省庁や道、市町村、指定地方公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通するなど、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

市は、必要な物資及び資材が不足するときは、国や北海道に対し、必要な物資供給に係る要請を行う。

第10章 市民生活及び社会経済の安定確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と北海道との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

北海道は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じることなどにより、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、セミナーの開催や相談対応など必要な支援を行う。

市は、市内事業者に対する業務継続計画策定等に関する周知啓発に協力する。

1-4. 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、第9章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 市は、北海道と連携し、市内事業者や市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-5. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、北海道と連携して、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-6. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国及び北海道と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するよう努める。

第2節 初動期

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

① 北海道は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤

の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

- ② 北海道は、これらのほか、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
- ③ 市は、市内事業者や市民等に対する感染拡大防止に必要な対策等の準備に関する周知啓発に協力する。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、北海道と連携し、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、市内事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-3. 遺体の火葬・安置

市は、北海道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、北海道と連携し、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

3-1-2. 心身への影響に関する施策

市は、国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行う。

3-1-5. サービス水準に係る国民への周知

市は、国等が把握した、事業者のサービス提供水準に係る状況について情報共有を図り、必要に応じて、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう呼び掛ける。

3-1-6. 犯罪の予防・取締り

北海道警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、必要に応じて、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

市は、防犯に係る広報啓発活動に適宜協力する。

3-1-7. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、国及び北海道と連携し、市民生活及び社会経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、国及び北海道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ適確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、国及び北海道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-8. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、北海道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の施設管理者と連携し、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。
- ③ 北海道は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- ④ 市は、北海道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ 市は、北海道の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

3-2. 社会経済の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等

- ① 市は、北海道と連携して、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。
また、北海道は、業界団体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引きの作成を支援する。
- ② 市は、北海道と連携して、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等）を適時更新しながら事業者を提供する。

3-2-2. 事業者に対する支援

市は、北海道と連携して、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び社会経済活動への影響を緩和し、市民生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情や公平性にも留意しながら適切な支援を効果的に講じる。

3-2-3. 水道事業者である市による市民生活及び社会経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画、業務計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

3-3. 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 雇用への影響に関する支援

国は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う。市は、北海道や業界団体等と連携して、市内

事業者や市民等に対する情報提供・共有を行う。

3-3-2. 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、北海道と連携して、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討する。

【用語集】 政府行動計画等より

※50 音順

—ア行—

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは主に A 型である。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という、2 つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

○ 医療計画

医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。

○ 疫学

健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。

—カ行—

○ 感染症インテリジェンス

感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報 (インテリジェンス) として提供する活動。

○ 感染症指定医療機関

感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関に限るものを指す。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

○ 基本的対処方針

特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

○ 業務継続計画 (BCP)

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

○ 緊急事態宣言

特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

○ 緊急事態措置

特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共

機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果があり、症状の軽減と回復を早めることがある。

○ 国立健康危機管理研究機構（JIHS）

国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立された。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして使用するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋などを指す。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

—サ行—

○ サーベイランス

見張り、監視システムという意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。感染症におけるサーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。

○ 指定（地方）公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 住民接種

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするためにを行う調査。

○ 相談センター

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

○ 双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方の方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

—タ行—

○ 統括庁

内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。

○ 登録事業者

特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

○ 特定接種

特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

—ナ行—

○ 濃厚接触者

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

—ハ行—

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックでは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすこと。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

—マ行—

○ まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

—ヤ行—

○ 予防計画

感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

—ラ行—

○ リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

○ 連携協議会

感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。

—アルファベット—

○ IHEAT 要員

地域保健法第21条に規定する業務支援員。

※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。

○ PCR

ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reactionの略）。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。

江別市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年2月

江別市 総務部 調整監付参事（危機対策・防災担当）

住所：北海道江別市高砂町6番地

電話：011-381-1407

江別市 健康福祉部 健康推進室 保健センター

住所：北海道江別市若草町6番地の1

電話：011-385-5252